

空き家バンク活用促進事業補助金 募集要項

事業趣旨

「空き家バンク活用促進事業補助金」は、和水町内の空き家を有効活用することにより、和水町への移住・定住の促進による地域の活性を図る事業です。

和水町

1. 補助対象事業

次の条件をすべて満たす事業が対象となります。ただし、空き家1戸につき1回に限りです。

- ① 和水町内に事業所等を有する法人又は個人事業者により施工される不要物の撤去又は改修工事等
- ② 交付決定のあった年度の3月末日までに完了が見込まれる事業
- ③ 補助金の対象となる経費は、別表1のとおりです。

別表1

不要物の撤去		
区分	補助対象経費	
不要物の撤去	家財道具、建物以外の構築物、敷地内の雑草・樹木の撤去、運搬及び廃棄	
改修工事等		
※住宅の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築、改築等に係る工事を対象とします。		
区分	補助対象経費	
間取りの変更等	間取りの変更、部屋の増築・減築、階段の改修、造り付け収納家具の設置	
耐久性能改修等	床、畳の張替え・表替え、壁、天井改修（クロス、タイルの張替え等）、建具、サッシ交換、屋根改修（雨漏り修繕含む）、外壁塗装、白蟻防除	
省エネ改修	断熱材の設置、窓の断熱改修	
防災、防犯対策改修	雨戸の設置・改修、火災報知器の設置・交換、インターホンの設置・交換	
設備の改修等	給排水設備	水回り（台所、浴室、トイレ、洗面所等）の改修、給湯器・ボイラー等の給湯設備の設置・交換、ガス管・水道管設備の設置・交換
	電気設備	引込配線工事、分電盤工事、コンセント増設等、電気工事を必要とする照明機器の設置・交換
	上下水道工事	宅内配管工事
エクステリア改修	建物と一体となったテラス、ベランダの設置・改修	
耐震補強	耐震化のための改修・補強工事	
その他	列記されている改修等の他に、性能や機能を回復・向上させるものや、住環境を整備する工事として効果があると認められる改修等	

※改修工事等のうち、申請者自ら改修工事等（DIYリフォーム）を行う場合については、原材料の購入に限ります。なお、改修工事等については、町内事業者による施工とDIYリフォームによる施工を併用することも可能です。

【補助対象外の工事等】

容易に取り外しが可能な機器や居住に直接結びつかない工事は対象外となります。

- ① 外構工事（塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫、アプローチ等）
- ② 庭木の剪定、植栽工事
- ③ 住宅構造の改修工事を伴わない備品等の購入及び設置工事（エアコン、テレビ、冷蔵庫等の電化製品、照明器具（固定されないもの）、テレビアンテナ、既製家具、カーテン、太陽光パネル等）
- ④ インターネット回線工事
- ⑤ 新規のさく井工事、解体工事 など

2. 補助対象者の要件

空き家バンク登録物件において、売買契約又は賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結した登録物件の所有者又は利用登録者で、次の条件を全て満たす者となります。

- ・ 不要物の撤去にあつては、契約を締結した日から6ヵ月、改修工事等にあつては、契約を締結した日から1年を経過していないこと。
- ・ 利用登録者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該補助金の額を確定した日から起算して1年以内に和歌山の住民基本台帳に記録し、かつ、登録物件に5年以上継続して定住する意思があること。
- ・ 町税等を滞納していないこと。
- ・ 契約に係る相手方の3親等以内の親族でないこと。
- ・ 利用登録者が登録物件に居住する場合は、行政区に加入し、行政区及び地域づくり活動等の行事及び清掃活動等に参加すること。
- ・ 和歌山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 補助額

補助額の算定は、次の算式により算出され、予算の範囲内で補助事業を実施します。

(1) 不要物の撤去

$$\text{補助対象経費} \times \frac{2}{3} \text{の補助率} = \text{補助額（上限額 20 万円）}$$

※1,000 円未満切捨て

(2) 改修工事等

$$\text{補助対象経費} \times \frac{2}{3} \text{の補助率} = \text{補助額（上限額 100 万円）}$$

※1,000 円未満切捨て

※町内業者の施工とDIYリフォームによる施工を併用する場合においても、補助金の上限額は100万円になりますので留意ください。

※補助対象経費について、この要綱による補助金以外に助成等を受けている場合は、当該助成等を受けた額を控除した額を補助対象経費とします。

4. 申請方法

交付申請は、必要書類を添えて和水町まちづくり課にご提出ください。なお、申請手続き、変更手続き、実績報告などの手続き流れについては、以下の「8. 事業の流れ」でご確認ください。

申請書類は、和水町ホームページからダウンロードできます。

5. 申請期限

不要物の撤去 売買契約又は賃貸借契約を締結した日から 6 カ月以内

改修工事等 売買契約又は賃貸借契約を締結した日から 1 年以内

6. 情報の公開

補助金を受けて改修された空き家については、事業の周知や啓発活動の一環として、個人情報などを除き、町のホームページ等に掲載することがあります。

7. 変更手続きについて

申請時の事業内容から変更が生じる場合は、事前に変更申請が必要となります。和水町から変更交付決定後に、変更部分の工事着手（材料購入を含む。）が可能となります。

ただし、事業内容は変わらず補助対象経費のみ変更が生じた場合は、補助対象経費の10分の3を超えない場合の減額変更であれば、変更申請は必要ありません。

※補助金は予算の範囲内で交付されるものであり、変更交付申請の要否に関わらず、補助金の増額を確約するものではありません。

	申請時	変更時	変更申請の要否
例 1	事業： <u>お風呂の改修</u>	事業： <u>トイレの改修</u>	必要 金額に関わらず内容変更のため。
例 2	事業：和室 2 室の <u>畳張替え</u>	事業：和室 2 室の <u>洋間へ変更</u>	必要 金額に関わらず内容変更のため。
例 3	事業：屋根の改修 対象経費： <u>120 万円</u>	事業：屋根の改修 対象経費： <u>195 万円</u>	必要 内容の変更はないが対象経費の10分の3以上の変更及び補助金額に変更が生じるため。
例 4	事業：洋室一式の床張替え その他改修 対象経費：30 万円 変更内容：床材 30 枚	事業：洋室一式の床張替え その他改修は変更なし 対象経費：25 万円 変更内容：床材 25 枚	不要 対象経費の10分の3を超えない額の変更となるため。
例 5	事業：キッチン交換 対象経費：120 万円 変更内容：A モデル	事業：キッチン交換 対象経費：85 万円 変更内容：B モデル	不要 内容の変更はないが対象経費の10分の3を超えない額の変更となるため。
例 6	事業：外装塗装ほか 対象経費：300 万円 補助金額：100 万円	事業：外装塗装ほか 対象経費：500 万円 補助金額：100 万円	不要 事業内容、補助金額ともに変更が生じないため。（上限）

※変更が生じた場合は、あらかじめ和水町まちづくり課へご相談ください。

8. 事業の流れ

事前相談

事業の内容、事業完了までのスケジュール等の確認

交付申請書
提出

事業を開始する前に「交付申請書」を提出します。

No.	必 要 書 類 等	☑
①	空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	☐
②	事業計画書（様式第2号）	☐
③	補助対象経費内訳書（申請者自ら施工する場合のみ）	☐
④	施工前の状況が分かる写真	☐
⑤	工事請負契約書又は見積書（内訳明細書）の写し	☐
⑥	誓約書及び同意書（様式第3号）	☐
⑦	承諾願（賃貸借の場合のみ）	☐
⑧	住民票謄本（本町の住民基本台帳に登録されている者を除く）	☐
⑨	納税証明書（本町の住民基本台帳に登録されている者を除く）	☐
⑩	他の助成等を受けている場合は、当該助成等の申請書の写し	☐

交付決定通知

交付決定内容を審査し、その結果を「交付決定通知書」にてお知らせします。

（工事着手）

変更交付
申請書提出

変更交付
決定通知

交付決定通知が届いたら、事業の着手が可能です。

また、事業の途中で、交付決定を受けている事業内容や対象経費に変更が生じる場合には、事前に「変更・中止承認申請書」の提出が必要です。変更交付決定通知が届くまでは、変更対象事業（改修工事や材料の購入等）を中断してください。 ※事業を中止する場合も同様に手続きが必要です。

No.	必 要 書 類 等	☑
①	空き家バンク活用促進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第7号）	☐
②	変更内容、箇所等が確認できる書類	☐
③	補助対象事業に要する経費の変更見積書の写し	☐
④	その他、必要に応じて変更を説明する書類	☐

次ページへつづく

(事業完了)

実績報告書
提出

事業が完了したら、必要書類を添付して「実績報告書」を提出します。
なお、完了した日から 30 日以内又は今年度末（3 月 31 日）のいずれか早い日までに提出する必要があります。

No.	必 要 書 類 等	☒
①	空き家バンク活用促進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）	☐
②	補助対象経費内訳書（補助決定者自ら施工した場合のみ）	☐
③	施工後の状況が分かる写真 （交付申請時に提出した写真と比較できるよう撮影したもの）	☐
④	領収書の写し（内訳が分かる書類の写しを含む）	☐

現地確認調査

事業内容の確認のため、町職員による現地確認（屋外・室内等）を行います。

補助金の確定

実績報告書の内容を審査し、内容が適当と認められ場合は、「補助金確定通知書」にて補助金額をお知らせします。

請求書の提出

補助金額の確定通知が届いたら「補助金請求書」を提出してください。

補助金の支払い

補助金請求書に記載されている口座に請求日から 30 日以内に補助金を支払います。